

案

横浜市道路高架下等利用計画検討会事務取扱細則（新旧対照表・該当箇所抜粋）

改正前	改正後
<p>(審査方法)</p> <p>第8条 道路管理者は、公募条件及び高架下等利用計画等の適合性について事前確認し、適合しない提案書については、検討会の審査を行わないこととし、その旨を検討会に報告する。</p> <p>2 検討会は、道路管理者が事前確認した提案書を第6条の審査・評価基準（総合評価落札者決定基準）に従って審査する。</p> <p>3 審査結果は、各委員の提案書に対する点数（総合評価占用入札においては、入札額の配点を含む）を合計し、順位を決定する。</p> <p>4 合計点が同点の場合は、審査項目「地域への貢献に関すること」の各委員の合計点が高い提案書を上位とする。それによって上位が決定できない場合は、会長の判断により順位を決定する。</p>	<p>(審査方法)</p> <p>第8条 道路管理者は、公募条件及び高架下等利用計画等の適合性について事前確認し、適合しない提案書については、検討会の審査を行わないこととし、その旨を検討会に報告する。</p> <p>2 検討会は、道路管理者が事前確認した提案書を第6条の審査・評価基準（総合評価落札者決定基準）に従って審査する。</p> <p>3 審査結果は、各委員の提案書に対する点数（総合評価占用入札においては、入札額の配点を含む）を合計し、順位を決定する。</p> <p>4 合計点が同点の場合は、審査項目「地域への貢献に関すること」の各委員の合計点が高い提案書を上位とする。それによって上位が決定できない場合は、会長の判断により順位を決定する。</p> <p><u>5 第8条第3項及び第4項において、各委員の提案書に対する点数（総合評価占用入札においては、入札額の配点を含む）が検討会で定める最低基準点（審査・評価基準（総合評価落札者決定基準）の合計点（総合評価占用入札においては、入札額の配点を含む）の6割）に満たない提案書については、順位の設定に含まないものとする。</u></p>